

第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第8回） 会議録

- 1 会議名 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第8回）
- 2 日時 令和2年11月12日（木）午後7時から午後8時00分
- 3 会場 東久留米市役所7階 701会議室
- 4 出席委員 奥山委員（会長）、熊野委員（副会長）、境委員、岡本委員、齋藤委員、中島委員、篠宮委員、島崎委員、堀江委員、宮崎委員、中谷委員、秋山委員 以上12名
- 5 欠席委員 北村委員、森田委員 以上2名
- 6 事務局 小堀福祉保健部長、田中介護福祉課長、松下係長・桑原主任・木造主事（以上、保険係）、森山係長（介護サービス係）、原田係長（地域ケア係）、厚澤主査
- 7 傍聴人 2名
- 8 次第
 - (1) 開会
 - (2) 配布資料の確認
 - (3) 議題
 - 議題1 第7期東久留米市介護保険運営協議会（第7回）会議録について
 - 議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑤（計画の素案について）
 - (4) その他
 - (5) 閉会
- 9 配布資料
 - 資料1 東久留米市介護保険運営協議会（第7回）会議録（案）
 - 資料2-1 計画の策定に向けた今後の予定について
 - 資料2-2 第8期（令和3年度～令和5年度）東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）【未定稿】

10 第7期 東久留米市介護保険運営協議会（第8回）

- (1) 開会（省略）
- (2) 配布資料の確認（省略）
- (3) 議題

議題1 第7期東久留米市介護保険運営協議会（第7回）会議録について

【会 長】 議題1、東久留米市の介護運営協議会第7回の会議録の（案）について事務局より説明がある。

【事務局】 資料1の会議録（案）をご覧いただきたい。事前に送付したこの会議録（案）について、修正箇所等がないようであれば市のホームページに公開する。

【会 長】 修正点がある方は挙手願う。…ないようなので、この案で公開とする。

議題2 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について⑤（計画の素案について）

【会 長】 それでは、議題2について、事務局より説明する。

【事務局】 本日は「素案」を提示することになっていたが、当日配布になってしまったこと、また、「未定稿」という形となったことについて、お詫び申し上げたい。本日はこの「未定稿」の内容を説明し、改めて「未定」が外れた「素案」を委員あてに送付する。この「素案」は、12月1日から実施予定のパブリックコメントにあわせてホームページ等に公表するものと同じ内容である。パブリックコメントは、年内25日まで実施予定で、この間に委員各位の意見をお受けすることになる。また、12月10日、12日に、圏域ごとに市民説明会、22日に事業者説明会の開催を予定している。委員及びパブコメでいただいた意見を集約し、1月半ば頃、素案の意見を集約した最終案を作成し、再び委員に送付し、1月21日に開催予定の第9回運営協議会で最終案の審議・承認をいただき、令和3年3月末に市公式サイトにアップするなど公表をしていく計画である。では、引き続き、素案（未定稿）の内容について担当から説明する。

【事務局】 資料2-2、計画の素案に沿って説明する。本計画は、まず本計画に関する一般的な事項や計画の策定の背景、高齢者の現状、計画の基本理念等を記載する《総論》、4つの基本目標に合わせて設定した各施策の現状分析や課題抽出、今後の方向性等を記載した《各論Ⅰ》、介護サービスの量の見込みと介護保険料を記載した《各論Ⅱ》で構成されている。まず、《総論》の2ページ、第1章「計画の策定にあたって」から説明する。第1節は、本計画の趣旨と位置づけである。本計画は、第7期までの取組の振り返りを行

いつつ、介護予防・重度化防止のための取組、2025（令和7）年に向けた地域包括ケアシステムの一層の推進のための取組を計画的かつ総合的に進めていく、第8期の東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画となっている。3ページ以降は、他の計画との関係性と本計画の計画期間を記載している。本計画は「東久留米市第5次長期総合計画」及び「東久留米市地域福祉計画」を上位計画として、関連する市の計画や東京都の諸計画とも整合性を図っている。本計画の計画期間は、令和3年度から5年度までである。次に4ページ、第2節、高齢者・介護保険施策の動向、これまでの介護保険制度の改正等の経緯として、平成12年の介護保険制度の発足から第7期（平成30年度から令和2年度）までの主な制度の改正の沿革を表で示している。5ページ以降は第6期、平成27年度以降の主な制度改正の内容。近年における介護保険制度改正の概要と「地域包括ケアシステム」である。第6期計画の策定年度である平成26年に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律等に関する法律」、第7期計画策定年度の平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の内容を記載し、第8期計画策定年度である本年に厚生労働省が定めた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、いわゆる基本指針の内容を記載している。基本指針は基本的には第7期の内容を踏襲するものとなっているが、新たに記載する、または記載を検討する事項として盛り込まれたものとして、①2025（令和7）・2040（令和22）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、②地域共生社会の実現、③介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）、④有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に関する都道府県・市町村間の情報連携の強化、⑤認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進、⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と業務効率化の取組の強化、⑦災害や感染症対策に係る体制整備などがある。また、基本指針に加え、「地域共生社会を実現するための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法第4条において、地域福祉の推進を図る概念として地域共生社会の実現の概念が位置づけられたことも記載している。

7ページ以降は、計画策定の基本的事項についての説明である。計画の策定体制、PDCAサイクルに基づく計画の推進体制等について記載しているが、第7期から継続した事項なので、説明は割愛する。10ページ以降は、高齢者を取り巻く現状と課題ということで、高齢者の人口の推移、高齢化率、一人暮らし、二人暮らし世帯の統計等を掲載している。14ページ以降は、健康寿命について記載しており、15ページ以降については認定

者数に係る推計等を記載している。以降18ページまでの内容は、推計、統計等の内容であるため、説明は割愛する。また19ページ以降は高齢者アンケートの調査等の実施及び結果の概要であるが、こちらは以前の協議会でも説明をした高齢者アンケート実施についての内容のため説明は割愛する。

次に21ページ以降は、本計画の基本理念についての説明である。平成30年度から令和2年度までの第7期計画の取組を継続するという観点に立ち、第7期において介護予防・重度化防止の取組と地域づくりの取組を続けてきたことを踏まえ、施策の基本理念を「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」と設定し、そのための基本方針として、次の22ページの「2025年を見据えた東久留米市の地域包括ケアシステムの姿」を掲載している、次に、23ページからは日常生活圏域の設定であるが、第8期中については第7期と同様、東部・中部・西部の3圏域を設定することとする。24ページ以降は、本計画の基本目標及び施策の体系である。ここでは、「介護予防・健康づくり施策の推進のための取組」「要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組」「共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組」「持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組」の4つの基本目標を提示している。基本目標に対応する具体的な施策の内容は、次の《各論I》以降に説明することとする。

【会 長】 ここまでで質問、ご意見等があれば、挙手を願う。ないようなので、引き続き事務局から説明する。

【事務局】 それでは、引き続き《各論I》について説明する。《各論I》は、まず基本目標1から4を項目立てし、基本目標ごとに施策を掲げ、当該施策に係る現状の分析、課題の抽出、主な事業と今後の方向性等を記載している。30ページ、基本目標1、介護予防・健康づくり施策の充実・推進のための取組の施策1、介護予防給付、介護予防・生活支援サービスの方向性は、第7期においても同様の基本目標を設定しており、予防給付と平成29年度より予防給付から地域支援事業に移行した、介護予防・生活支援サービスについての説明である。まず、現状の分析として、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「今後、介護・介助が必要となったとして、あなたはどのような生活を希望しますか」という設問に対し、「自宅で、主に介護サービス等を利用したい」が38.1%、「自宅で、主に家族や親族に介護をしてもらいたい」が16.8%の2つで5割を超え、住み慣れた自宅での生活の継続を望む傾向が見られることを挙げている。課題の抽出としては、重度化が抑制されている傾向がある一方で、認定率全体は高齢化の影響により増加傾向にあり、近隣他

市と比較して軽度要介護者の割合は高くなっていることから、介護予防の取組と軽度者が多い新規認定者の重度化防止の取組を並行して推進していく必要があることを挙げている。主な事業と今後の方向性については、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスにおいて、自立支援・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センター（以下「包括」という。）を中心にリハビリテーション専門職等の多職種参加による地域ケア会議の活用や介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を実施することなどを記載した。次に、施策2、リハビリテーションサービス提供体制に関する方向性については、今回の国の基本指針の中で記載を充実する事項として設定されたことを受け、施策の体系に新たに設定したものであるが、記載内容については完全に一から組み上げるというものではなく、本市におけるこれまでの事業を、基本指針の求めに合致する形で組み換えた内容になっている。36ページ、施策3の健康づくり施策の充実及び一般介護予防事業の推進については、介護予防・フレイル予防に対する関心が高い高齢者が自主的に教室に参加している一方、取組が必要なフレイル状態にある高齢者に対し十分に情報が届いていないことも多く、定員に満たない教室も見られ、介護予防・フレイル予防等に無関心な層への働きかけに課題があることなどを課題として挙げている。主な事業と今後の方向性では、介護予防の取組が必要な高齢者を把握し、これまで無関心だった層を取り込みつつ、教室への参加につなげるための方策を検討すること、心身の状況に応じて、介護予防・生活支援サービスと連動した取組を検討することなどを記載している。

【会 長】 ここでいったん、質問・意見等を受け付ける。何かあるか。

【委 員】 38ページ、施策3の主な事業と今後の方向性のところで、シャキシャキ介護予防体操、脳の健康教室、若さを保つ元気食教室、各種介護予防講演会という4つの事業名が掲載されているが、これは新規の事業ということか。

【事務局】 既存事業である。今後も継続していくという意味で掲載している。

【会 長】 他にないようなので、事務局より説明を続ける。

【事務局】 基本目標2は、要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組である。施策1、介護サービス、その他在宅サービスを支えるサービスの方向性は、基本指針の内容をふまえ、今回、市内における有料老人ホームの設置状況等を掲載している。第7期計画については、施設数と定員数のみを記載していたが、第8期においては施設数、総定員数のほか、総入居者数、入居者数における自立、軽度要介護者、重度要介護者それぞれの内訳、なども記載している。次に主な事業と今後の方向性、地域密着

型サービスの基盤整備については、医療ニーズの高い高齢者の在宅療養を支えていくため、公募により市内初の看護小規模多機能型居宅介護の整備を目指すこと、施設・住居系サービス等の充実については、認知症になっても、住み慣れた地域で、家庭的な環境や地域住民との交流、支え合いの下での生活が続けられるよう、公募により、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を目指すことなどを記載している。43ページ、施策2は、家族介護者の支援のための取組である。こちらは、国の基本指針をふまえ、市がこれまで実施してきている既存の事業を組み換えた内容となっている。施策3は、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進である。課題の抽出として、認知症施策推進大綱の内容を踏まえ、大綱の内容に沿った取組を進めていく必要があると記載し、認知症施策推進大綱の概要について記載した上で、令和元年6月に取りまとめられた認知症施策推進大綱を踏まえて、当市の既存の事業を組み換えた内容となっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として施策を推進していくという大綱の基本的な考え方に基づき、既存の認知症に係る市の取組を引き続き推進していくことで、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等を行っていく。次に施策4、権利擁護の推進は、成年後見制度、高齢者権利擁護事業等の内容を記載している。基本目標2については、以上である。

【会長】 これまでの件について、質問・意見等はあるか。特にないようなので、引き続き説明をお願いします。

【事務局】 次に、基本目標3は、共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組について。施策1、地域包括支援センターの課題と今後のあり方について。包括の課題と今後のあり方については、前回の協議会において、包括の現状と課題、課題分析についての振り返りを行ったところである。現状と分析及び課題の抽出については、前回の振り返りで触れた内容と、同じ内容であるため、説明は割愛する。第8期における包括、主な事業と今後の方向性について。包括については、将来にわたり各センターのサービスの平準化が維持され、高齢者を巡る高度化する課題に対応し得る体制を構築することが必要で、かつ業務の効率化を図ることにより生産性を維持・向上させる必要がある。第8期中においては、先進的な取組を行っている保険者の事例を調査するなど更なる情報収集を行うほか、第7期中における検討により抽出された課題や方向性を整理し、深めていくた

めに、本協議会での審議を継続し、法的な視点や財政面での検討を経て、新たな体制への移行準備を図っていく。

【事務局】 引き続き、施策2について説明する。施策2、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築・推進について。現状の分析としては、在宅医療・介護推進事業で国から示されている以下の事業を高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生のさいごまでできるよう、在宅医療、介護を一体的に実施するために、東久留米市在宅医療・介護連携推進協議会で検討・実施し、医療機関と介護関係者の連携推進を図ってきた、ということで、番号1の「地域医療・介護資源の把握」から7の「地域住民への普及啓発」までの事業を第7期において実施してきた。これらの事業は、次ページに記載の「在宅医療・介護連携推進事業の手引き」より転載した、『『8つの事業項目』から『P D C Aサイクルに沿った取組』への見直しイメージ』の左側、8つの事業項目のうち（ア）から（キ）までの事業と対応するものである。次に課題の抽出としては、介護保険法施行規則の改正によりこの8つの事業項目について、事業構成の見直しが行われたことが記載されている。こちらは、事業全体の目的を明確化しつつ、P D C Aサイクルに沿った取組を実施しやすくし、地域の実情に応じてより柔軟な運用を可能にするという観点から行われた見直しであり、見直し後の事業構成については、見直しイメージの図の右側となっている。制度上の事業構成の見直しが行われたが、市が行う事業内容としては既存の事業を見直し後の事業構成に組み替えることで対応できるものであり、既存事業の今後の展開については、主な事業と今後の方向性において記載させていただいているとおりとなっている。次に、施策3、ひとり暮らし高齢者等の「みまもり」体制の推進について。市内の65歳以上の高齢者世帯のうち、ひとり暮らし世帯数は平成21年度の6,201世帯から令和2年は1万171世帯へと増加が見られること、市内の65歳以上の高齢者世帯のうち、高齢者のみの二人世帯は平成21年の5,293世帯から6,666世帯（令和2年）へと増加していることなどを踏まえ、主な事業と今後の方向性に記載した事業について、第7期に引き続き推進していく。次に、施策4の地域のつながりづくりへの取組と「地域共生社会」に向けた取組。こちらは、地域共生社会について、制度・分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手といった従来の関係性を超え、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題の解決に向け、我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え、丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会、という定義を記載している。本市においては、これまでも地域包括ケアシステムの推進という観点から、生活支援

や介護予防、認知症施策等の地域づくりに資する取組を進めてきたが、高齢者福祉、介護保険の分野で誕生した地域包括ケアシステムは、今後、地域共生社会を推進していくに当たり中核的な基盤の1つとなり得るものである。第8期中においては、まず、これまでの地域包括ケアシステムの深化推進の取組を継続し、2025（令和7）年に向けた地域包括ケアシステムの一層の推進を図っていく。基本目標3は以上である。

【会 長】 これまでで、質問・意見等はないか。ないようなので、引き続き事務局より説明願う。

【事務局】 基本目標4、持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組について。まず施策1、サービスの質の向上・給付適正化に向けた取組について、市のこれまでの取組の現状分析及び課題の抽出を行った上、主な事業と今後の方向性について記載している。施策2は介護人材の確保・事業の効率化に向けた取組。こちらは、基本指針における市町村介護保険事業計画の記載内容として、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保と、業務効率化の取組の強化が追加されたことを受けて記載している。第7期中に実施し、本協議会でも取り上げている「東久留米市介護のしごと入門研修」の振り返り及び8期における事業展開等について記載している。次の施策3、要介護（要支援）認定実施体制の計画的な整備に向けた取組は、増大する要介護認定の事務の負担について記載している。次に、施策4、災害・感染症の対策に係る体制の整備。こちらは、近年の豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の流行を受け、基本指針において記載を充実することとされた内容であることから、記載している。令和2年度における介護福祉課のコロナ対応の取組等について記載の上、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これまで経験したことのない大きな脅威であったことをふまえ、感染拡大の中で本市が実施した対応策の振り返りを行うとともに、今後、同じような感染症の脅威に直面した際に参考にできるよう、必要な知見を収集・整理していく必要があること、感染症の影響を踏まえ、今後新たに第8期以降の介護予防・重度化防止や地域づくりに係る取組を整理していく必要があることなどを課題として抽出した上で、第8期の主な事業と方向性を記載している。基本目標4については、以上である。

【会 長】 これまでで何か質問、意見はあるか。ないようなので、引き続き事務局から説明をお願いします。

【事務局】 次に《各論Ⅱ》について説明する。第1章は介護保険事業の実績と見込みである。第1節は介護サービスの見込みの算定方法について記載している。第2節以降は第

8期中における居宅（介護予防）サービス、地域密着型サービス、施設サービスそれぞれの利用者数の推移について、厚生労働省より提供される推計ツールである地域包括ケア「見える化」システムによる推計結果を基に推計した内容である。推計にあたっては、システムの自然体推計のほか、特定のサービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度の利用者実績が少なくなっていることから、自然体推計が過小見込になっていることを考慮した補正、8期に整備が予定されている地域密着型サービス等に係る施設の整備による利用者数の補正等を行っている。なお、素案において掲載している推計値については、令和2年10月現在での推計値であり、計画の最終案の段階で、今後の実績をふまえて変更されることに留意していただきたい。続いて、第2章は第8期の介護保険事業の見通し、介護保険料の算出までのフローについて記載している。なお、介護保険サービスの量の推計値については、介護報酬の内容などが現時点において示されていないことから、現時点において推計もできないので、ご了承いただきたい。最後に、第3章の介護保険制度の円滑な運営について。ここでは、介護給付適正化の方針、介護保険事業の円滑な運営のための機関、インセンティブ交付金についての説明を掲載している。素案の説明は以上である。

【会 長】 本件について、質問・意見等はあるか。

【委 員】 介護保険料の金額について。保険料は40歳から負担することとなっているが、40歳から64歳の方の保険料については、具体的に協議会の中では議論されていないように思う。これはどのようにになっているのか。市の今後の財政見通しによって、財務当局を通じて案が出てくるといふことか。

【事務局】 まず、40歳から64歳までの方（第2号被保険者）については、加入する健康保険の保険料と一緒に徴収するものであり、市が直接保険料を賦課していない。介護給付費等の総額の27パーセント分について、社会保険診療報酬支払基金により交付を受ける形で、介護保険事業に充当される。65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料については、条例に定める事項である。今後は、第9回協議会で計画の最終案の審議・承認になるが、保険料についてはこの段階でも最終的な決定ではない。令和3年の第1回市議会定例会での審議を受け、成立するということになる。

なお、先ほど市の財政と介護保険の財政のかかわりについて触れられたかと思うが、介護保険の財政は一般会計とは別に独立した「特別会計」を設けて、第1号及び第2号保険料と、国・都・市のそれぞれの公費負担を受け入れて運営されている。したがって、市の

一般会計の財政と介護保険料については、直接的には結びつかない。

【委員】 今年度についてはコロナの影響でサービス利用を控えている方も多いと思われる、サービス費が予定を下回ることも想定される。そうすると、今年度分の積立金を次年度において負担軽減のために充当する、といったこともあるかと思うが。

【事務局】 計画期中において剰余となった保険料については、介護給付費等準備基金に積み立てを行い、各計画期ごとに適切な取崩し額を計画の中で設定して、介護保険料の抑制に充てることとしている。

【会長】 そのほかにあるか。

【委員】 介護保険サービスの実績と見込みについては、コロナの影響で利用控えがあるため考慮しているという説明があったかと思うが、今後、これらをふまえたサービス見込みについて、改めて委員に送付されるということか。

【事務局】 今回の推計では、既に新型コロナウイルス感染症の影響により利用控えが起こっているサービスについては、その影響を勘案した上で、必要な補正を行っている。しかし、介護給付費については、介護報酬の改定の内容が定まらないので、具体的にはお出しできない。

【委員】 コロナの影響について、デイサービスの利用控えの点で、市内の事業者にどの程度、影響が出ているのかは把握しているのか。

【事務局】 コロナウイルスの影響は、デイサービスとショートステイで比較的大きく出ているが、事業者からの聞き取りによると、4月、5月、6月辺りは利用控えがかなりあったようだが、夏頃からは戻りつつある。家で過ごされる期間が長く、運動不足や体力の低下に備えるため、かえって利用が増えているというような事業者もあり、トータル的に見ると、思っていたよりは影響は少ないとは感じている。個々の事業所によって差はあるかとは思いますが、国からも人員基準の緩和などの措置があった関係で、そこまで大きな影響はなく、コロナの影響で営業不振により閉鎖した、といった事業所は市内にはない。

【委員】 コロナの関係で事業不振に陥っている方の介護保険料を減免をするという報告があったかと思うが、減免の申請は増加しているか。

【事務局】 正確な人数は手元にないが、約50人の方が申請をされている。引き続き、ホームページ等で周知を続ける。

【会長】 介護保険報酬はいつごろ出てくるのか。

【事務局】 報酬改定については、12月末から1月初めぐらいに国から案が出されるも

のかと思われる。

【委員】 計画には、専門用語や片仮名用語が多く出てくるが、素案の段階では未定稿となっている《資料編》のところに、用語解説を入れるのか。

【事務局】 第7期までの経緯もあるが、巻末に用語解説を入れるとなると、結構な分量になり、かえって分かりにくくなる可能性がある。本文中に注釈を入れるなどの方法も含めて、なるべく分かりやすい形で、工夫していきたい。

【会長】 ほかにあるか。

【委員】 ひとり暮らし高齢者の「みまもり」体制の推進について。市内の65歳以上でひとり暮らしの高齢者世帯が増えている状況があり、社会や地域との交流も少ない高齢者が増えていること、このコロナの状況で外出しない高齢者が増えてきていることもふまえると、「見守りの強化」というのは本当に重要だと思う。見守り体制の強化に関する事業はいろいろあるが、高齢者1人に対し複数の事業により見守りを強化できたら、より手厚くできると思うので、いろいろな事業を連携、協力してやっていただきたい。自分の母親も市内でひとり暮らしをしており、自分自身も定期的に会いに行っているが、こうした見守りの事業が充実されるなら助かる。

【事務局】 ご意見として伺う。ありがとうございます。

【会長】 他に何かあるか。

【委員】 介護老人福祉施設について、第8期中は新規の施設整備の予定はないとのことであるが、第8期計画期間中の利用者数は若干の増加傾向を見込んでいるが、これは利用者が増加傾向であるという意味か。

【事務局】 市外の施設に入られる方を若干数、見込んでいる。

【委員】 第8期は施設整備の予定はないとあるが、土地を確保し事業者を募集し完成するまでには時間がかかる。8期計画において特養の新規建設を記載したらどうか。

【事務局】 素案の39ページ、特養の現状分析の中に、市内の介護老人福祉施設の整備率の記載があるが、令和元年度末の北多摩北部圏域の平均が1.60%であるのに対し、本市の整備率は平成29年10月1日現在で1.89%、令和元年度末現在で1.86%となっており、高い水準を維持している。施設を作る際には、運営する側とのマッチングもある。作るだけ作って入所がなかったということになれば、経営は成り立たない。また、施設を運営していくには、介護職のスタッフが必要になる。スタッフが集まらなければ、施設を作っても運営できない。そういった様々な事情や、バランスも考慮しないといけない。

素案41ページの施設・居住系サービス等の充実のところに、「介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、入所待機者の状況や職員体制を含めた施設の稼働状況等を把握しつつ、2025年、2040年を見据えた中長期的な視点で整備の必要性を検討」と記載しているが、高齢者が増加するから特養を作るというだけではなく、需給バランスや都内の全域で発生している介護職の不足などを考慮に入れた上で、中長期的な視点からの検討が必要となる。最初に申し上げたように、本市の高齢者数に対する整備率は、圏域内において低いわけではなく、むしろ高い方であることなども総合的に勘案し、見定めていくべきであると担当課では考えている。

【委員】 市の考えはわかった。

【事務局】 そのほかに何かあるか。

【委員】 提案であるが、パブリックコメントの期間中も、各委員の意見は聴取することである。これだけ分量が多いものになると、すぐに意見を、といってもなかなか出てこない。意見については、その時にまた提出する、ということでしょうか。

【会長】 皆さんはどうか。

(異議なし)

【事務局】 それでは、委員からの提案を受け、あらためて今後のスケジュールを確認しておきたい。今後は11月20日を目途に、最終的な素案を委員に送付する。パブリックコメントの期間が12月1日から25日となっているが、素案に関する意見がある場合は、この期間に事務局に送付して欲しい。

【会長】 では、本日はこれでよいか。

(4) その他

【会長】 本日の議題は以上だが、その他に委員または事務局から報告等はあるか。

【事務局】 事務局からは特にない。

(5) 閉会

【会長】 他にないようなので、第8回協議会を終了する。最後、事務局から次回のことについて。

【事務局】 次回、第9回の協議会は、1月21日開催予定である。日程の詳細については、今後、協議会前に正式に連絡する。

閉会時刻20時00分